

## 医療費等給付金受取口座の確認をお願いします

公立学校共済組合青森支部および一般財団法人青森県教職員互助会からの医療費等の各種給付金は、当共済組合へ登録している指定口座へ送金しております。

受取口座の変更をする場合は、速やかに手続をお願いします。

### こんなときは変更の手続きが必要です！

- ★ 現在、登録している口座を使用していない
- ★ 転勤、転居により、指定口座を解約する
- ★ 婚姻等により指定口座の名義を変更する
- ★ 金融機関の合併や支店の統廃合で指定口座情報が変更となる  
(指定口座情報…金融機関名、本・支店名、預金種別、口座番号)

### 【変更手続きに必要な書類】

- ① 給付金振込口座変更依頼書（「福利厚生ハンドブック」様⑮15ページ）
  - ② 指定口座情報が確認できるもの（通帳の表紙の写、統廃合による口座番号変更通知 等）
- 注）口座の名義を変更する場合は、登録している氏名の変更も必要となりますので、併せて「記載事項等変更申告書」（「福利厚生ハンドブック」様⑮214ページ）の提出もお願いします。



※県立学校および教育庁（出先機関を含む）職員については、統合庶務システムにより変更可能となっておりますので、システムを利用して変更する場合は「給付金振込口座変更依頼書」の提出は不要です。

## 住所変更の届出は忘れずに！

組合員及び被扶養者が住所を変更したときは、共済組合に登録している住所の修正が必要となりますので、「記載事項等変更申告書」（福利厚生ハンドブック様⑮214ページ）を所属所（学校）を経て、すみやかに共済組合へ提出をお願いします。その際、組合員証（被扶養者証）の添付は不要ですが、裏面の住所欄に新しい住所を自書してください。

### ※こんなときは必ず届出が必要です!!

- 異動等で、組合員と被扶養者が一緒に引っ越した
- 進学や就職等で、被扶養者が引っ越した（ただし、住民票を移さない場合は届出不要）
- 別居していた被扶養者と同居することになった
- 住居表示が変わった

### ⚠️ 20歳以上60歳未満の配偶者が住所を変更するとき

組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（被扶養配偶者）は、国民年金の「第3号被保険者」として国民年金に加入となります。

被扶養配偶者の方が住所変更をする場合は、「国民年金被保険者住所変更届」（福利厚生ハンドブック様⑮215ページ）も併せて提出するようお願いします。

※転居先の住所の申告がない場合、組合員本人への通知（ねんきん定期便等）が届かない場合がございますのでご注意ください。